経済産業政策局 産業組織課　御中

【要請】日本オラクル株式会社に係るバーチャルオンリー株主総会「確認」について

1. 要請の要旨

日本オラクル株式会社（以下「日本オラクル」）からのバーチャルオンリー株主総会「確認」申請については、慎重に検討されたい。

1. 要請の背景と要請理由

日本オラクルは、2020年8月定時総会を、実質的に来場を拒否しつつ、双方向性を確保せぬまま開催した。

翌2021年8月の定時総会も同様の方法で開催し、同総会において、バーチャルオンリー総会を可能とする定款変更を決議した。

1. 2020年～2021年にかけ、1年間の準備期間があったにもかかわらず双方向性のある総会を行っていないこと、
2. 当社が上記総会及びその他の総会においても株主を軽視する対応を行っていること（具体例は、４．で述べる）、
3. 実質親会社（米国オラクル）が議決権の7割超を保有していること、

を勘案すれば、このような会社にバーチャルオンリー総会を許容すると、会社に都合の悪い質問を無視するなど偏頗的な運営が行われる可能性が相当に認められる。

1. 要請者と日本オラクルの関係

要請者は、日本オラクルの株式を100株（1単元）保有する株主である。

要請者は、当社とそれ以外の利害関係はない。

本要請は、法の趣旨を無視し株主を軽視した株主総会運営を阻止したい義憤のみに基づいており、私怨等の要素はない。

1. 日本オラクルの問題ある株主総会運営
2. 2020年8月定時株主総会：　双方向性を欠く実質バーチャルオンリー総会（初回）
	1. 招集通知上の扱い

招集通知には「来場は最大20名、多数の場合抽選」と記載するが、

総会日8/21に対し、申込締切は8/12午後５時

＝拙宅に招集通知が到着したのは8/7で、応募期間は事実上2営業日

来場・ライブ配信いずれも同日締切の事前申込制で、来場／ライブ配信のいずれか一つしか申し込めない

こととしている。

＝来場抽選が落選するとライブ配信も不可

→　事実上のライブ配信誘導

* 1. 実際の扱い

出席申込をすると、当落を明示しないメールが届く。

|  |
| --- |
| Subject: 日本オラクル株式会社 第35回定時株主総会 / ライブ配信のご案内日本オラクル株式会社 第35回定時株主総会へ参加ご表明をいただき誠にありがとうございます。当社の本社がございます東京都において、連日コロナウイルス感染拡大が確認されております中、株主の皆様の感染防止と当社社員をはじめとするすべてのステークホルダーの方々の健康と安全と守るため、当社株主総会へのご来場は差し控えていただきたく存じます。日本オラクルの本社ビルは現在閉鎖しており、当日ご来社いただきましてもビル内にはご入館いただけませんので、当社株主総会においては是非ともライブ配信にてご視聴いただきたくお願い申し上げます。当日のライブ配信に関するご案内です。 1.日時：2020年8月21日（金）10時開会（15分前よりアクセス可能です） 2.ログインURL（ログインのため株主番号をご用意ください）　　　　　（注：　URL削除） 3.ログイン後の画面案内に従い、ライブ配信をご視聴ください。日本オラクル株式会社 株主総会事務局 |

招集通知では来場の申込を形式的に募りつつ、実際は「会場は閉鎖されており入館不能」なのである。

すなわち、招集通知上は実開催の形をとりながら、運用上は実質バーチャルオンリー総会を強行したのである。

当日質問・動議を提起するすべはなく、質疑は、事前に受付けたもののみに回答した。

1. 2021年8月定時株主総会：　再び双方向性を欠く実質バーチャルオンリー総会
	1. 招集通知上の扱い

招集通知には「来場は最大20名、多数の場合抽選」と記載するが、

申込は総会前日午後５時まで受付

来場／ライブ配信のいずれか一つしか申し込めない

こととしている。

＝　締切後に抽選を行うのであれば、落選者はライブ配信申込不可

→　事実上のライブ配信誘導

* 1. 実際の扱い

出席申込をすると、（締切を待たず）当落を明示しないメールが届く。

|  |
| --- |
| Subject: ご来場自粛のお願い - 日本オラクル株式会社 第36回定時株主総会 日本オラクル株式会社 第36回定時株主総会へ参加ご表明をいただき、誠にありがとうございます。当社の本社がございます東京都において、連日コロナウイルス感染拡大が確認されております中、株主の皆様の感染防止と当社役員/社員をはじめとするすべてのステークホルダーの方々の健康と安全を守るため、当社株主総会へのご来場は差し控えていただきたく存じます。日本オラクルの本社ビルは現在閉鎖しており、当日ご来社いただきましてもビル内にはご入館いただけませんので、当社株主総会においては是非ともライブ配信にてご視聴いただきたくお願い申し上げます。【お願い】下記URLより再度ご登録をお願いします。「ライブ配信希望 (Zoom ウェビナー)」を選択してください。　　　　　（注：　URL削除）尚、後日当社IRホームページにおきまして動画配信も行いますのでご視聴いただけますと幸いです。日本オラクル株式会社 株主総会事務局 |

申込期限を待たず動画視聴勧奨メールを送る（もちろん申込期限後にも結果連絡はない）というのは、そもそも来場当選させるつもりはないのである。

実際、（招集通知では来場の申込を形式的に募っているのに）「会場は閉鎖されており入館不能」なのである。

前年同様、実質バーチャルオンリー総会を強行したのである。

しかも、ライブ配信はZOOMのプラットフォームを利用し、「手を挙げる」機能もあったが、当該機能は不使用で当日質問・動議は受け付けず、事前に受付けた質問のみに回答した。

* 1. 重要な示唆

当社は、2年連続し、双方向性を確保しない実質バーチャルオンリー総会を強行した。

2020年は、コロナ禍の急進展によるやむを得ない事情があったと言えなくもないが、2021年にもほとんど同様の方法を踏襲した。

1年の準備期間があったにもかかわらず、バーチャルオンリー総会の重要な要素である双方向性を無視した総会を強行したのである。

このような行状のある会社にバーチャルオンリー総会を公認すると、形式的に双方向性があっても当日の質問は無視するなど、法の趣旨を無視した対応が行われる可能性が高い。

1. 2013年8月定時株主総会：　不適切なWEB修正
	1. 経緯

7月22日に取締役候補者を開示

7月25日に取締役候補者の逝去を開示

8月7日に招集通知を発送・WEB掲載

8月21日に議案の修正（社外取締役候補者を社外ではない取締役候補者に変更）を公表

招集通知上は、WEB修正は

「http://www.oracle.com/jp/corporate/investor-relations/index.html」

に開示することとなっていた。

しかるに、上記の8月21日の議案の修正は、その下位である株主総会ページ「http://www.oracle.com/jp/corporate/investor-relations/proxy.html」にのみ掲載された。

所定の開示ページ「http://www.oracle.com/jp/corporate/investor-relations/index.html」には多数のIR通知が掲載されているが、本件WEB修正についてはリンクも何もなかった。

* 1. 問題点

株主がWEB修正の有無を確認するため所定のWEBページを開いても、WEB修正が行われた事実すらわからない。不適切なWEB修正である。

なお、社外取締役候補者から社外でない取締役候補者となった人は、選任された後、社長に就任している（社外→社長の変更は通常の会社では考えられないが、実質親会社オラクルの出身者が社外役員になれる当社ならではである。ガバナンス上は疑念なしとしないが。）

1. 2016年8月定時株主総会：　適時性を欠く議案変更と議案変更の不開示
	1. 経緯

7月22日に取締役候補者を開示

7月25日に取締役候補者の逝去を開示

8月4日に招集通知（逝去者を含む「取締役9名選任の件」）を発送・WEB掲載、その後、候補者の取下げは開示せず

候補者の取下げは、総会当日8月24日に議場で「前日に決議した」旨口頭で述べたのみ。

決議通知は議案の変更についてはまったく言及せず「取締役8名選任の件」「原案通り可決」として作成し、WEBにも掲載。

* 1. 問題点

逝去の公表から総会前日まで1か月近く議案修正の決議を行っていない。

取締役が世界に分散していても、世界のトップIT企業として、電磁的手段による決議の省略等手段があったはずである（当社定款上も可能である）。

また、当該修正について議場で口頭で述べたのみで、WEBに開示しないのは総会軽視である。

更に、招集通知と決議通知に形式的齟齬が生じている。

上記理由に基づき、日本オラクルからのバーチャルオンリー株主総会「確認」申請については、熟慮いただくよう要請するものである。

以上